

事 務 連 絡

令和 4 年 2 月 3 日

公益社団法人 全国産業資源循環連合会 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

感染症法に基づく就業制限の解除に関する取扱いの周知徹底について  
(事務連絡)

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力を頂き御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策に関し、令和 4 年 1 月 31 日一部改正の厚生労働省事務連絡「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 18 条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて」においては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 18 条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて、

- ・ （感染者の）就業制限の解除については、宿泊療養又は自宅療養の解除の基準を満たした時点（日数を経過した時点）で、同時に就業制限の解除の基準を満たすこととして差し支えないこと。
- ・ （感染者の）就業制限の解除については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て行われるものであるため、解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に証明（医療機関・保健所等による退院若しくは宿泊・自宅療養の証明又は PCR 検査等若しくは抗原定性検査キットによる陰性証明等）を提出する必要はないこと。
- ・ 濃厚接触者の待機期間の解除については、解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に証明を提出する必要はないこと。

などが分かりやすく整理されております。

また、令和 4 年 1 月 28 日一部改正の厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」においては、濃厚接触者のうち、社会機能の維持のために必要な事業に従事する者について、各自治体の判断により、

待機期間の7日間を待たずに、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認できた場合、5日目に待機を解除する取扱いを実施できること等が示されているところです。そのため、抗原定性検査キットは、こうした社会機能の維持のために必要な事業に従事する者の速やかな職場復帰に向けて使用することが重要と考えられます。

抗原定性検査キットの需給が逼迫している現状を踏まえ、以下の留意点について、所管の業界等に周知するよう政府内で要請がありましたので、内容について御了知いただくとともに、各都道府県協会及びその会員企業に周知していただくようお願いいたします。

- ・ 感染症法第18条に基づく就業制限の解除に当たって、企業等が勤務を開始する従業員に対し、証明（医療機関・保健所等による退院若しくは宿泊・自宅療養の証明又はPCR検査等若しくは抗原定性検査キットによる陰性証明等）を求めることは控えること。
- ・ 抗原定性検査キットは、濃厚接触者の待機期間短縮（7日から5日へ）のためにもみ使用すること。